○総務省令第百二十三号

郵政民営化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第五十号）の施行に伴い、並びに日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）第六条の二第二項、第十二条の二第二項から第五項まで、第十六条第二項及び第十六条の二第三項、日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項第五号及び第三項第五号、第四条第四項及び第六項、第七条第一項及び第二項並びに第十八条第二項並びに独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第百一号）第十八条の二第三項及び第十八条の三第三項の規定に基づき、並びに関係法律を実施するため、日本郵政株式会社法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月三十日

総務大臣　藤井比早之

日本郵政株式会社法施行規則等の一部を改正する省令

（日本郵政株式会社法施行規則の一部改正）

第一条　日本郵政株式会社法施行規則（平成十八年総務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（地域貢献資金の交付） 第一条の二　地域貢献資金として交付する金銭の額は、日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第四条第五項に規定する地域貢献業務を実施する事業年度において必要とする額の範囲内でなければならない。	［新設］
（事業計画の認可の申請） 第七条　会社は、法第十条前段の規定により毎事業年度の事業計画の認可を受けようとするときは、法第五条第一項及び第三項に規定する責務の履行に係る業務運営の基本方針その他業務運営に関する事項を明らかにした事業計画を記載した申請書に資金計画書及び収支予算書を添えて、毎事業年度開始の日の一月前までに総務大臣に提出しなければならない。 ［2　略］	（事業計画の認可の申請） 第七条　会社は、法第十条前段の規定により毎事業年度の事業計画の認可を受けようとするときは、法第五条第一項に規定する責務の履行に係る業務運営の基本方針その他業務運営に関する事項を明らかにした事業計画を記載した申請書に資金計画書及び収支予算書を添えて、毎事業年度開始の日の一月前までに総務大臣に提出しなければならない。 ［2　同上］
（剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議の認可の申請） 第九条　会社は、法第十一条の規定により剰余金の配当その他の剰余金の処分（損失の処理、法第六条の二第一項の規定による地域貢献資金の交付及び法第十二条の二第二項の規定による地域貢献基金への積立てを除く。）の決議の認可を受けようとするときは、剰余金の額及び次の各号に掲げる場合における当該各号に定める事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。 ［一～四　略］	（剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議の認可の申請） 第九条　会社は、法第十一条の規定により剰余金の配当その他の剰余金の処分（損失の処理を除く。）の決議の認可を受けようとするときは、剰余金の額及び次の各号に掲げる場合における当該各号に定める事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。 ［一～四　同上］
（地域貢献基金に積み立てることができる剰余金） 第十一条の二　法第十二条の二第二項に規定する総務省令で定めるものは、利益剰余金とする。	［新設］
（地域貢献基金に係る経理の整理） 第十一条の三　会社は、その経理について、法第十二条の二第一項に規定する地域貢献基金に属する資産その他地域貢献基金に関する事項が明らかになるように地域貢献基金に係る経理とその他の経理とを区分して整理しなければならない。	［新設］
2　会社は、法附則第三条の三第一項又は法第十二条の二第二項の規定により地域貢献基金に積み立てた金額を、地域貢献基金として、貸借対照表の純資産の部に計上しなければならない。	［新設］
3　会社は、地域貢献基金に属する資産の額を、地域貢献基金資産として、貸借対照表の資産の部に計上しなければならない。	［新設］
4　会社は、法第六条の二第一項の規定により交付した地域貢献資金又は法第十二条の三の規定により交付した法第五条第一項の責務の履行に要する費用に充てるための資金（以下この項及び次条第二項において「特例資金」という。）の額を、地域貢献資金又は特例資金として、損益計算書の適切な項目に計上しなければならない。	［新設］
（地域貢献基金等に関する書類） 第十一条の四　法第十二条の二第四項の規定により提出する書類には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。 一　法第六条の二の規定により地域貢献資金として日本郵便株式会社に交付した地域貢献資金の内訳	［新設］

二　法附則第三条の三第一項又は法第十二条の二第二項の規定により地域貢献基金に積み立てた金額の算定根拠	
2　会社は、法第十二条の三の規定により特例資金を交付したときは、毎事業年度終了後三月以内に、次に掲げる事項を記載した書類を総務大臣に提出しなければならない。	
一　法第十二条の三の規定により取り崩した額	
二　法第十二条の三の規定により取り崩した額の算定根拠	
三　日本郵便株式会社法第五条第一項の責務の履行の確保が困難であると認めた理由	
（情報の公表）	（情報の公表）
第十三条　［略］	第十三条　［同上］
［2　略］	［2　同上］
3　法第十六条第二項の規定による公表は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について行うものとする。	3　［同上］
［一～三　略］	［一～三　同上］
四　法第十二条の二第四項の規定による提出をしたとき　当該提出をした書類の内容	［新設］
［4　略］	［4　同上］
5　第三項の公表は、法第四条第二項、法第九条若しくは法第十条の規定による認可を受けた後又は法第十二条の二第四項の規定による提出をした後速やかに、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。	5　第三項の公表は、法第四条第二項、法第九条又は法第十条の規定による認可を受けた後速やかに、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
（日本郵便株式会社、関連銀行及び関連保険会社との協議の実施状況に関する報告）	［新設］
第十三条の二　法第十六条の二第三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。	
一　法第十六条の二第一項の協議の相手方	
二　法第十六条の二第一項の協議の実施状況（当該協議の開始日を含む。）	
三　法第十六条の二第一項の協議の内容及び結果	
2　会社は、法第十六条の二第三項の規定により協議の実施状況の報告を行うときは、同条第一項の協議の内容を説明する参考資料（当該協議を書面により行った場合は当該書面を含む。）を添付するものとする。	

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（日本郵便株式会社法施行規則の一部改正）

第二条　日本郵便株式会社法施行規則（平成十九年総務省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（銀行窓口業務） 第一条　［略］ 2　法第二条第二項第五号に規定する総務省令で定める事項は、銀行窓口業務契約の期間、更新及び解除に関する事項とする。 （保険窓口業務） 第二条　［略］ 2　法第二条第三項第五号に規定する総務省令で定める事項は、保険窓口業務契約の期間、更新及び解除に関する事項とする。 （業務の届出） 第三条　日本郵便株式会社（以下「会社」という。）は、法第四条第四項の規定により同条第一項第八号ロに掲げる業務及びこれに附帯する業務を営むことの届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。 一　委託元 二　活用する経営資源 三　［略］ 四　［略］ 五　［略］ 2　会社は、法第四条第四項の規定により同条第二項第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を営むことの届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。 一　業務の内容 二　業務の開始の時期 三　業務を営む理由 3　［略］ 4　法第四条第六項の規定による通知は、地域貢献業務（法第四条第五項に規定する「地域貢献業務」をいう。以下この条において同じ。）を開始する一月前までに、次の各号に掲げる者への通知の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載して行わなければならない。 一　総務大臣への通知　次に掲げる事項 イ　地域貢献業務の内容及び実施の方法 ロ　地域貢献業務の開始の時期 ハ　法第四条第五項第一号に該当することの説明 ニ　実施しようとする地域貢献業務を会社以外の者が実施することが困難であることについて、当該地域貢献業務を実施しようとする地域が属する地方公共団体による説明その他の法第四条第五項第二号に該当することの説明 二　日本郵政株式会社への通知　次に掲げる事項	（銀行窓口業務） 第一条　［同上］ 2　法第二条第二項第四号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　銀行窓口業務契約の期間、更新及び解除に関する事項 二　銀行窓口業務契約に係る手数料に関する事項 （保険窓口業務） 第二条　［同上］ 2　法第二条第三項第四号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　保険窓口業務契約の期間、更新及び解除に関する事項 二　保険窓口業務契約に係る手数料に関する事項 （業務の届出） 第三条　日本郵便株式会社（以下「会社」という。）は、法第四条第四項の規定により同条第二項第三号に掲げる業務又はこれに附帯する業務を営むことの届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。 ［新設］ 一　［同上］ 二　［同上］ 三　［同上］ ［新設］ 2　［同上］ ［新設］

イ　地域貢献業務の内容及び実施の方法
ロ　地域貢献業務の開始の時期
ハ　法第四条第五項第一号に該当することの説明
ニ　実施しようとする地域貢献業務を会社以外の者が実施することが困難であることについて、当該地域貢献業務を実施しようとする地域が属する地方公共団体による説明その他の法第四条第五項第二号に該当することの説明
ホ　日本郵政株式会社が地域貢献基金を積み立て、又は地域貢献資金を交付するために必要な情報

5　会社は、前項第一号イ若しくはロ又は同項第二号イ若しくはロに掲げる事項を変更しようとするときは、当該変更による地域貢献業務を開始する前に、次の各号に掲げる者への通知の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載して通知しなければならない。

一　総務大臣への通知　次に掲げる事項
イ　変更の内容及び理由
ロ　変更後に実施しようとする地域貢献業務が法第四条第五項第一号に該当することの説明
ハ　変更後に実施しようとする地域貢献業務を会社以外の者が実施することが困難であることについて、当該地域貢献業務を実施しようとする地域が属する地方公共団体による説明
ニ　日本郵政株式会社への通知　次に掲げる事項
イ　変更の内容及び理由
ロ　変更後に実施しようとする地域貢献業務が法第四条第五項第一号に該当することの説明
ハ　変更後に実施しようとする地域貢献業務を会社以外の者が実施することが困難であることについて、当該地域貢献業務を実施しようとする地域が属する地方公共団体による説明
ニ　日本郵政株式会社が地域貢献基金を積み立て、又は地域貢献資金を交付するために必要な情報

6　会社は、第四項の規定により通知した地域貢献業務（前項の規定により変更した場合を含む。）について翌事業年度以降も引き続き実施しようとするときは、日本郵政株式会社に対して、毎事業年度開始の一月前までに日本郵政株式会社が地域貢献基金を積み立て、又は地域貢献資金を交付するために必要な情報を記載して通知しなければならない。

（銀行窓口業務契約及び保険窓口業務契約の認可の申請等）

第六条　会社は、法第七条第一項前段の規定により銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約に係る契約書の案その他総務大臣が当該認可に係る審査をするため必要と認める事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

［一　略］

二　銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約を締結しようとする日

［三　略］

2　会社は、法第七条第一項後段の規定により銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約の変更の

［新設］

（銀行窓口業務契約及び保険窓口業務契約の内容の届出）

第六条　会社は、法第七条前段の規定による届出をしようとするときは、銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約を締結する日の一月前までに、次に掲げる事項を記載した届出書に銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約に係る契約書の案その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

［一　同上］

二　銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約を締結する日

［三　同上］

2　会社は、法第七条後段の規定による届出をしようとするときは、銀行窓口業務契約又は保険

認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に変更後の銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約に係る契約書の案その他総務大臣が当該認可に係る審査をするため必要と認める事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

［一・二　略］

三　銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約の内容を変更するための契約を締結しようとする日

［四　略］

3　法第七条第一項の総務省令で定める軽微な変更は、法第二条第二項第三号又は同条第三項第三号に掲げる事項の変更とする。

4　法第七条第二項の規定による届出をしようとするときは、銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約の内容を変更するための契約を締結する日の前日までに、次に掲げる事項を記載した届出書に変更後の銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約に係る契約書の案その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一　変更の内容

二　変更の理由

三　銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約の内容を変更するための契約を締結する日

四　変更に係る銀行窓口業務又は保険窓口業務の開始の時期

（情報の公表）

第十八条　［略］

［2　略］

3　法第十八条第二項の規定による公表は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について行うものとする。

一　法第十八条第二項第一号に掲げる場合　次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める事項

［イ・ロ　略］

ハ　法第七条第二項の規定による届出をしたとき　当該届出をした銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約の変更の内容

二　法第十八条第二項第二号に掲げる場合　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める事項

イ　法第七条第一項の規定による認可を受けたとき　当該認可を受けた銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約の内容

ロ　法第十条の規定による認可を受けたとき　当該認可を受けた事業計画の内容

［三　略］

［4　略］

5　第三項の公表は、同項第一号に掲げる場合にあっては、法第四条第四項、法第六条第二項又は法第七条第二項の規定による届出をした後速やかに、第三項第二号に掲げる場合にあっては、法第七条第二項の規定により届出をした後速やかに、第三項第二号に掲げる場合にあっては、法第

窓口業務契約の内容を変更するための契約を締結する日の一月前までに（法第二条第二項第三号又は同条第三項第三号に掲げる事項を変更する場合にあっては、これらの事項を変更するための契約を締結する日の前日までに）、次に掲げる事項を記載した届出書に変更後の銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約に係る契約書の案その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

［一・二　同上］

三　銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約の内容を変更するための契約を締結する日

［四　同上］

［新設］

［新設］

（情報の公表）

第十八条　［同上］

［2　同上］

3　［同上］

一　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　法第七条の規定による届出をしたとき　当該届出をした銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約の内容

二　法第十八条第二項第二号に掲げる場合　法第十条の規定による認可を受けた事業計画の内容

［三　同上］

［4　同上］

5　第三項の公表は、同項第一号に掲げる場合にあっては、法第四条第四項、法第六条第二項又は法第七条の規定による届出をした後速やかに、第三項第二号に掲げる場合にあっては、法第

は、法第七条第一項又は法第十条の規定による認可を受けた後速やかに、それぞれ、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとし、第三項第三号に掲げる場合にあっては、法第十四条の規定による提出をした後速やかに、公表事項を記載した書類を会社の主たる営業所及び事務所に備え、又は当該事項を会社の主たる営業所及び事務所に備え置く電子計算機その他の機器の映像面に必要に応じ直ちに表示させて一般の閲覧に供する方法により行うほか、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

附　則

（法第四条第四項の総務省令で定める届出事項の特例）

第二条　会社について郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十二条の規定の適用がある場合には、法第四条第四項の総務省令で定める事項は、第三条第一項から第三項までに掲げる事項のほか、その業務と同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することのないよう特に配慮する事項とする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

十条の規定による認可を受けた後速やかに、それぞれ、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとし、同項第三号に掲げる場合にあっては、法第十四条の規定による提出をした後速やかに、公表事項を記載した書類を会社の主たる営業所及び事務所に備え、又は当該事項を会社の主たる営業所及び事務所に備え置く電子計算機その他の機器の映像面に必要に応じ直ちに表示させて一般の閲覧に供する方法により行うほか、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

附　則

（法第四条第四項の総務省令で定める届出事項の特例）

第二条　会社について郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十二条の規定の適用がある場合には、法第四条第四項の総務省令で定める事項は、第一条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項のほか、その業務と同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することのないよう特に配慮する事項とする。

（独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令の一部を改正する省令）

第三条　独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令（平成十九年総務省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
附　則 （令和八年度における交付金の額等及び拠出金の額等に係る認可の申請の特例） 第三条　第十一条の三及び第十一条の五の規定は、令和八年四月一日の属する年度については、適用しない。	附　則 ［新設］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、郵政民営化法等の一部を改正する法律（以下「令和八年改正法」という。）の施行の日（令和八年十二月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三条の規定　公布の日

二　次条の規定　令和八年改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年十一月一日）

（経過措置）

第二条　令和八年改正法附則第四条第一項の規定による令和八年改正法第三条の規定による改正後の日本郵便株式会社法（以下「新日本郵便株式会社法」という。）第四条第一項第八号ロに掲げる業務及びこれに附帯する業務を営むことの届出は、第二条の規定による改正後の日本郵便株式会社法施行規則（以下「新日本郵便株式会社法施行規則」という。）第三条第一項の規定の例により行うものとする。

２　令和八年改正法附則第四条第一項の規定による新日本郵便株式会社法第四条第二項第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を営むことの届出は、新日本郵便株式会社法施行規則第三条第二項の規定の例により行うものとする。

３　令和八年改正法附則第四条第三項の規定による新日本郵便株式会社法第七条第一項前段の認可に係る申請については、新日本郵便株式会社法施行規則第六条第一項の規定の例により行うものとする。